

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜井市長 松井 正剛

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)	
地域名 (地域内農業集落名)	芝地区	
	(芝集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の中心経営体である農事組合法人のオペレーター並びに、人・農地プランに位置付けられた農業経営者も高齢化してきており、その担い手の後継者も不在のため、今後農地を守り農業を支えている人材が欠乏していくことが大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者・担い手オペレーターの確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中間管理機構を介した新規就農者や農業経営規模拡大希望者、或いは、企業の農業経営会社への貸与など耕作希望者の受入れを模索するとともに、隣接する農業集落法人との連携もしくは連合体的な協調により農地の集約と経営を担っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
元農業経営者や人・農地プランの中心経営体に位置付けされている担い手が諸般の事情で営農が困難になった場合、農地バンク(中間管理機構)を通じて新たな就農希望者(借り手)への貸し付けを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業生産の効率化や担い手への農地集約を図るため、芝地区の一部圃場において、農道並びに農水路の拡張整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規参入者への指導や農地の斡旋を進めることで、確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
赤カビの防除・消毒作業を鎌田農園に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止対策
鳥獣被害防止柵等の設置により対策を行う
- ・保全・管理等
ジャンボタニシ・ウンカ等の被害防止のため、防除対策に取り組む。また、水路・農道・農業用施設の管理も行う。